

平成 2 2 年 9 月 3 0 日

教育委員会第 9 回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第9回定例会記録

開会年月日 平成22年9月30日(木曜日)

午後 2時50分開会

午後 3時50分閉会

開催の場所 遊楽館第1・2会議室

出席委員 5名

委員長 阿部盛男君

委員 鶴岡昭雄君
(委員長職務代行者)

委員 佐藤公美君

委員 津嶋ユウ君

教育長 綿引雄一君

欠席委員 なし

説明のため出席した者の職氏名

事務局 長 今野慶正君

参事
(施設統
推進担
当) 梶原敏彦君

教育総務課 長 吉田祐二君

学校教育課 長 山田元郎君

学校管理課 長 菅原正好君

参事兼
体育振興課 長 佐藤久君

歴史文化資料
展示施設整備
対策室 長 小畑孝志君

北上公民館 長 小山茂彦君

生涯学習課 長
補 佐 佐々木貞義君

書記

教育総務課 長
補 佐 大崎正吾君
教育総務課 長
補 佐 高橋健之君

教育総務課 幹
事 岡 浩君

付議事件

一般事務報告

・教育長報告

- ・石巻市教育ビジョン前期実施計画及び幼児教育振興プログラム進行管理調査結果について

報告事項

報告第12号 専決処分の報告について

専決第15号 石巻市総合体育館条例

専決第16号 平成22年度石巻市一般会計補正予算（第3号）
（教育委員会の事務に係る部分）

専決第17号 訴えの提起について

報告第13号 専決処分の報告について

専決第18号 職員の人事異動について

審議事項

第37号議案 石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則

第38号議案 石巻市立高等学校統合準備委員会設置要綱の一部を改正する訓令

第39号議案 石巻市北上公民館女川分館の廃止について

その他

午後 2時50分開会

委員長（阿部盛男君） ただいまから、平成22年第9回定例会を開会いたします。

会議録署名委員の指名

委員長（阿部盛男君） 初めに、本日の会議録署名委員の指名を行います。

本日は、津嶋委員、よろしくお願いいたします。

本日の案件は、一般事務報告が2件、報告事項が1件、それから審議事項が3件及びその他となっております。よろしくお願いいたします。

教育長報告

委員長（阿部盛男君） それでは、一般事務報告に入ります。

教育長から報告をお願いいたします。

教育長（綿引雄一君） 9月22日に議会が終了いたしました。その報告をしたいと思います。

本議会は、教育委員会関連が結構ありました。大きく分けると、5点に分けられます。

第1点目は、文化財保護についてであります。齋藤氏庭園の公有化に向けてやっと所有者との合意が調いましたので、補正予算の計上をしました。この件について、決定の経緯や今後の保存費用等について、お2人から質問がありました。国の名勝指定を受けている齋藤氏庭園を公有化し、管理団体として有効活用を図るとともに、後世に貴重な文化財として継承してまいりたいと思います。

2つ目でございます。学校教育についてであります。

新学習指導要領の実施により、授業時数増への対応や総合的な学習の時間の減少についての意見や質問がありました。授業時数の増は、基礎基本の定着や学習の活用を図る時間の確保であることを説明し、理解してもらうように努めました。もう既に、各学校では移行措置の段階で、時数増には対応しておりますので、現場として混乱することはないと思っております。その他として、小中連携教育の推進、小1プロブレムへの対応、教員加配の現状などについての質問がありました。

特に強く要望されたこととして、特別支援教育支援員の配置がありました。現在は20名の配置をしておりますが、発達障害と認められる児童数からすると少ない数ですので、増員措置を図るようにとの意見でした。このことについては、増員に努力する旨、回答しました。

3つ目でございます。学校施設整備についてでございます。

学校の耐震補強工事は最優先の課題として、整備計画の前倒しなども検討しながら積極的に取り組んでいきたいと答弁しております。また、修繕の要望等にも、優先度の高い順にランクの区分をして計画的に対応している旨、答弁しました。議員の方から、財政当局に要望するというような意見もありました。

大きな4つ目でございます。スポーツ振興についてであります。

これは、生涯スポーツ及びコミュニティスポーツ活動の推進状況についての質問ですが、シーサイドマラソンや市民スポーツフェスタ、あるいは小学生リレーマラソンなどのスポーツ振興事業を行っていること、また地域ごとのスポーツ振興につきましては、参加者の減少という問題もあり、ウォーキングやグラウンドゴルフ等の新たなスポーツにも取り組んでいきたい旨、答弁しました。

5番目、その他でございます。

さまざまなことがありましたが、学校プールの管理の問題、それから市立高等学校と石巻専修大学との連携の話、幼稚園と保育所の施設活用など、さまざまな角度からの質問や要望等がありました。

いずれにしても、財政の問題もあって一気に何もかもとはいきませんが、必要度を検討し整備を図ってまいりたいと思います。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対して、ご質問等ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

石巻市教育ビジョン前期実施計画及び幼児教育振興プログラム進行管理調査結果について

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

石巻市教育ビジョン前期実施計画及び幼児教育振興プログラム進行管理調査結果について、教育総務課長からお願いいたします。

教育総務課長（吉田祐二君） 石巻市教育ビジョン前期実施計画及び幼児教育振興プログラム進行管理調査結果について説明いたします。

別冊1、石巻市教育ビジョン前期実施計画及び幼児教育振興プログラム進行管理調査結果についてをごらん願います。

前回の第8回定例会におきまして、調査結果について報告しておりますが、委員から資料の内容に誤りがあるとのこと指摘をいただき、担当課に再確認を行ったところであります。修正箇所につきましては、配付しております修正事項一覧のとおり修正を行いましたので、改めて調査結果を配付させていただきました。

また、あわせて評価の欄の見直しを行いまして、活動指標及び成果指標の両方が目標値を上回っている場合は、活動指標及び成果指標の両方またはどちらかが目標値を下回ってはいるが、達成率が90%以上の場合は、活動指標及び成果指標のどちらかの達成率が90%未満の場合は、事業に取り組めなかった場合は×の4区分としております。

次に、別冊2、平成21年度石巻市教育ビジョン前期実施計画及び幼児教育振興プログラム進行管理調査結果に基づく活動指標及び成果指標未達成状況についてをごらん願います。

別冊2の調査結果に基づきまして、評価の欄が及び×の事務事業46件につきまして、未達成の理由等について調査を行ったものです。資料の内容につきましては、目標未達成の事務事業について、活動指標及び成果指標それぞれ未達成の理由及び今後の対応について記載しております。なお、活動指標及び成果指標について、目標に達している場合は斜線を引いております。

各課等におきましては、今回の調査結果を踏まえ、石巻市教育ビジョン前期実施計画及び幼児教育振興プログラムの進行管理に取り組むこととしております。

以上で説明を終わります。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対して、ご質問等ございましたら。

どうぞ。

委員（佐藤公美君） すみません、前回配っていただいたときにちょっと気づかなかったんですけども、合計が違うのをまた見つけたんですけども、例えば別冊1の9ページなんですけれども、調査番号104というのがありまして、次に104 - 1から4まで……。

委員長（阿部盛男君） 104ですか。

委員（佐藤公美君） 調査番号が104で、それで104 - 1から4までというものの合計が104になるかと思って見ていたんですけども、実績はそうになっていたんですけど、目標値が合計したのこの104との数字が違っていたものですから、どちらか違うほうの訂正をお願いしたいです。

あと、別冊2も同じ数字になっていたものですから。

目標が1,300なんですけれども、ちょっと下を合計すると1,522になりまして、どっちが、

上の数字が違うのか下の内訳が違うのか。実績のほうは合計になっているんで、合っているんですけども。

教育総務課長（吉田祐二君） すみません、ではまたこの辺、再度改めて確認したいと思います。

委員長（阿部盛男君） はい。では、後日報告をお願いします。

そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

報告第12号 専決処分の報告について

委員長（阿部盛男君） ございませんでしたら、一般事務報告を以上で終わりにして、次に報告事項に入ります。

報告第12号です。専決処分の報告についてのうち、専決第15号 石巻市総合体育館条例について報告を受けたいと思います。

体育振興課長からお願いいたします。

参事兼体育振興課長（佐藤 久君） それでは、報告第12号 専決処分の報告についてのうち、専決第15号 石巻市総合体育館条例についてご報告申し上げます。

本報告につきましては、石巻市長から教育委員会に条例案に対する意見を求められ、異議のない旨を専決処分し回答いたしておりますことから、今回報告するものでございます。なお、本条例案につきましては、市議会第3回定例会において9月22日に可決しております。

石巻市総合体育館は、体育・スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上に資するため、昭和55年に設置し、その後の市町村合併により拡大した本市のインドアスポーツの拠点施設として、市の直営により管理運営を行ってまいりましたが、多様化する市民ニーズを受け、より効率的かつ効果的な管理運営を行うため、指定管理者制度を導入するものであります。指定管理者制度導入に伴い、現行の石巻市総合体育館条例の改正内容が条例全般に及ぶことから、現行条例を全部改正するものであります。

以下、条文ごとにご説明申し上げますので、表紙番号1の4ページから10ページをごらん願います。

第1条は、石巻市総合体育館の設置について規定したものであります。

第2条は、石巻市総合体育館で行う事業について、第3条は、指定管理者による管理について規定したものであります。

第4条は、会館時間について、第5条は、休館日について、第6条は、利用許可について、第7条は、許可の制限について、第8条は、特殊物件の搬入等について、第9条は、目的外利用等の禁止について、第10条は、許可の取り消し等について規定したものであります。

第11条は、利用料金について規定したものであり、利用料金は、別表に定める範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めることとしております。

第12条は、利用料金の減免について、第13条は、利用料金の不還付について規定したものであります。

第14条は、原状回復の義務について、第15条は、損害賠償の義務について、第16条は入館の制限について規定したものであります。

第17条は、指定管理者の指定の取り消し等に伴う使用料の徴収等について規定したものであり、指定管理者の指定取り消し等を行った場合は、教育委員会が管理を行う旨、規定したものであります。

第18条は、委任について規定したものであり、本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしたものであります。

次に、附則であります。附則第1項は、本条例の施行期日を平成23年4月1日とするものであります。

附則第2項は、本条例の改正に伴う経過措置について規定したものであります。

附則第3項は、暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例を改正するもので、本条例の全部改正により条例番号が変わることから、引用規定を改めるものであります。

以上で、専決処分の報告を終わらせていただきます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは、次に入ります。

報告第12号 専決処分の報告についてのうち、専決第16号 平成22年度石巻市一般会計補正予算（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

事務局長からご説明をお願いします。

事務局長（今野慶正君） それでは、報告第12号 専決処分の報告についての専決第16号 平成22年度石巻市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会の事務に係る部分）についてご報告申し上げます。

本報告につきましては、専決第15号同様、平成22年市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、異議のない旨を専決処分し回答しておりますことから、今回報告するものでございます。なお、本予算案につきましては、市議会第3回定例会において9月22日に可決しております。

その内容でございますが、別冊3の1ページから3ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正前の額に1億5,387万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億784万5,000円とするものでございます。

歳出から主な内容をご説明申し上げますので、10ページをごらん願います。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の学校施設維持整備費に1,800万円を計上しておりますが、これは平成21年度に閉校した牡鹿地区の寄磯中学校校舎などの解体費を措置したものであります。

次に12ページ、6項社会教育費、1目社会教育総務費の芸術文化振興費に30万円を計上しておりますが、これは2月27日に市民会館で開催される「第九で手をつなごう公演」に対する実行委員会への補助金を措置したものであります。

次に、2目文化財保護費の齋藤氏庭園整備事業費に1億3,557万4,000円を計上しておりますが、これは庭園所有者との協議が調ったため、国、県の補助対象となる庭園用地、建物、植木等のほか、市単独で購入する駐車場用地や管理事務所などの建物の購入費など、公有化に要する経費を措置したものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページへお戻り願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金の史跡等購入費補助金で1億566万3,000円を、6ページ、15款県支出金、2項国補助金、9目教育費県補助金の文化財保護補助金で528万3,000円をそれぞれ計上しておりますが、これらは歳出でご説明申し上げました齋藤氏庭園整備事業に係る国・県支出金を措置したものであります。

なお、8ページ、21款市債、1項市債、6目教育債の歴史文化施設整備事業債でも、齋藤氏庭園整備事業のため2,270万円を措置しております。

以上で報告を終わります。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、ご質疑ございますでしょうか。

どうぞ、鶴岡委員。

委員（鶴岡昭雄君） 今、齋藤氏庭園のところでは1億3,557万4,000円と、こちら別冊3のほうに記載されていたんですが、その他報告資料ということで、このテーブルに乗っているも

のを今見ていたら、一番最後の数字が1,000円となっていて、4,000円と1,000円とちょっと違っていたので、そこのところどうなのかなと思いました。

委員長（阿部盛男君） 歴史文化資料展示施設整備対策室長からお願いします。

歴史文化資料展示施設整備対策室長（小畑孝志君） では、お答えいたします。

実際の支出相当額については、私どものほうで示しているその別紙4のほうですか、そちらの額になると。それで、予算のほうは土地の購入費ごとに、1,000円に切り上げて予算計上しますから、それが4つの節項目がありますので、みんな切り上げていって4,000円というふうな差が出てくるということでございます。

委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

委員（鶴岡昭雄君） はい。

委員長（阿部盛男君） そのほかございましたら。

ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

報告第12号 専決処分の報告についての専決第17号 訴えの提起について、この報告を受けたいと思います。学校管理課長からお願いいたします。

学校管理課長（菅原正好君） 報告第12号 専決処分の報告についてのうち、専決第17号 訴えの提起についてご説明申し上げます。

表紙番号1の12ページをごらん願います。

本報告につきましては、石巻市長から教育委員会に議案に対する意見を求められ、異議のない旨を8月26日付で専決処分し、市長あてに回答しておりますことから、今回報告するものでございます。なお、本議案につきましては、市議会第3回定例会におきまして、9月3日に可決しております。

以下、議案内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の13ページをごらん願います。

本件は、学校給食費の保護者負担における公平性と公正性の確保のため、再三の督促と納付指導に応じない滞納者2名に対し、平成22年5月14日に石巻簡易裁判所へ、学校給食費の支払い督促の申し立てを行いました案件につきまして、1人目につきましては分割納付で和解しておりますが、もう1人につきましては仮執行宣言の申し立て手続を進めておりましたが、毎月1万円ずつ分割納付をすることについて、債権者と話し合いを希望する旨の申し出が裁判所に提出されました。

民事訴訟法の規定により、未納全額の支払い督促に対して、分割払いの申し出は異議の申し立てに該当し、異議の申し立てがあった場合は、さかのぼって訴えの提起を行ったとみなされますことから、地方自治法の規定にのっとり、議会の承認を得た上で訴訟手続を進めるものでございます。

以上で、専決処分の報告を終わらせていただきます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらどうぞ。ございませんでしょうか。

この提訴については、以前ちょっと議題になりまして説明いただいたと思うんで、聞き漏らしたかもしれません。この訴えの相手方で、市内在住の女性となっていますが、いわゆる母子家庭になりますね。そして、該当する未納の子どもというのは小中いずれだったのでしょうか。

学校管理課長（菅原正好君） 中学生でございました。

委員長（阿部盛男君） 現在も在学中でしょうか。

学校管理課長（菅原正好君） 現在はもう既に卒業しております。

今回、督促の対象にしたのは、既に卒業された児童生徒の分だけを対象にして処理を進めております。今、在学中の子どもさんの分については、学校で徴収をしていただいているものですから、そちらのほうは対象にしておりません。

委員長（阿部盛男君） なるほどね。わかりました。

そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

報告第13号 専決処分の報告について

委員長（阿部盛男君） それでは、ここで委員の皆様にお諮りいたします。

事務局より、本日の議事日程に専決処分についてを追加したいという申し出がありました。

石巻市教育委員会会議規則第11条の規定に基づいて、議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（阿部盛男君） それでは、異議ありませんので、専決処分の報告についてを報告第13号として日程に追加いたします。

報告第13号 専決処分の報告について、専決第18号 職員の人事異動について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長（吉田祐二君） ただいま提案されました報告第13号 専決処分の報告について、専決第18号 職員の人事異動についてご説明申し上げます。

表紙番号3の1ページから3ページをごらん願います。

本報告につきましては、平成22年10月1日付人事異動に伴いまして、去る9月24日に市長協議があり、課長級以上の職にある者1名の発令を行うものでございます。

この発令につきましては、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第2条第6号の規定に基づき、教育委員会議決事項となっておりますが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、同規則第3条第1項の規定により、同日付で専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

なお、管理職以外の異動人数は総勢6名となっておりますが、そのうち市長部局へ出向する職員が1名、新たに教育委員会事務職員に任命する職員が1名、事務代決者の介助が1名、その他教育委員会内の異動が3名となっております。

以上で報告を終わります。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、ご質疑ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） 1つお聞きいたしますが、給食センターの所長の異動に伴って、河北の給食センターの所長の後任は決まっているのでしょうか。

教育総務課長（吉田祐二君） 後任は配属はされてございます。

委員長（阿部盛男君） されてあるという、その職名はやっぱり給食センターの所長ですか。

教育総務課長（吉田祐二君） 給食センター所長の職名は、一応補佐職ということになってございまして、今回異動されましたこの方は、その前に教育委員会副参事ということになっておりますので、今回、後任の方は所長補佐職ということで異動しております。

委員長（阿部盛男君） 補佐職ということですね、そうですか。はい、わかりました。

そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

第37号議案 石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則

委員長（阿部盛男君） それでは、以上で報告事項を終わりにして、次に審議事項に入ります。

す。

第37号議案です。石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長からお願いいたします。

教育総務課長（吉田祐二君） ただいま上程されました第37号議案 石巻市学校教育法施行細則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、事務手続の簡略化等を図るために、学区外就学及び区域外就学の申請書様式の見直し等を行ったものであります。

それでは、主な条文等についてご説明いたしますので、表紙番号1の14ページ、あわせて表紙番号2の規則等新旧対照表1ページをごらん願います。なお、様式につきましては全部改正のため、新旧対照表を省略しておりますのでご了承願います。

第6条は、入学期日等の通知について規定しておりますが、これまで小学校と中学校への通知を別の様式としておりましたが、1つの様式に改めるものであります。

第7条は、就学すべき学校の指定の変更（学区外就学）について、第9条は、他の市町村に住所を有する児童生徒を市立学校に就学させる場合（区域外就学）について規定しておりますが、それぞれの申請書様式について、申請理由を記述方式から該当項目の選択方式に改めるものであります。

第15条は、猶予または免除の願い出について規定しておりますが、新たに第2項として、願い出により就学義務の猶予・免除を行う場合の保護者への通知について追加するものであります。

そのほか、様式番号の整理及び様式内容の文言整理等を行うものであります。

次に、附則でございますが、施行期日を規定したものであり、平成22年11月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） 様式でお聞きしたいことがあります。

例えば17ページ、様式第3号ですが、第4条関係の。今は皆こうなったんでしょうね、あてのほうです、「入学生徒保護者様」というふうに皆なったんですね、最近は。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(阿部盛男君) 「様」ですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(阿部盛男君) それから、ではそのところずっと来まして、30ページです。様式第16号、出席の督促について(通知)です。そのところで、「正当な事由があるとは認められません。お子さんを」と書いていますが、この通知は小中学生を対象としていますよね、いずれも文書を出すとき。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(阿部盛男君) 「お子さんを」、その下の行にも「お子さん」という言葉がありますが、やわらかくていいのかなとも思いましたが、みんな一般的なこういう文章を、県教委で出しているような文書事例なども、「お子さん」ですか。「ご子弟」ではどうなのかなと思いましたがけれども、何かその出席督促となる理由がわからないけれども、出すのに「お子さん」云々ではちょっとやわらか過ぎるのかな。あるいは、中学生、大きくなって、もう高校に入るという子もいるかもしれない。「お子さん」とはどうかなと思った、単純な質問です。

教育総務課長(吉田祐二君) この辺の文言等につきましては、県のほうを含めまして一応様式、同じような形で使用しておる状態でございますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長(阿部盛男君) はい、わかりました。

34ページ、様式第20号、ここはミスプリントでないかなと思うんですが、本文のほうに入ります。「学齢児童で学校の全過程を修了した者について」とあります。この「全過程」というところは、この「過程」ではなくて、例えば2に書いています「全課程修了」、ここですね。

教育総務課長(吉田祐二君) 失礼しました。修正させていただきます。

委員長(阿部盛男君) はい。そんなところです。

そのほかございましたらどうぞ。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) ないようでしたら、37号議案については様式第20号のうち「過程」を「課程」と修正し、可決してよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) それでは、ご異議ございませんので、第37号議案については修正したものを可決いたします。

第38号議案 石巻市立高等学校統合準備委員会設置要綱の一部を改正する訓令

委員長（阿部盛男君） 次に、第38号議案 石巻市立高等学校統合準備委員会設置要綱の一部を改正する訓令についてを議題といたします。

学校教育課長からご説明をお願いします。

学校教育課長（山田元郎君） 第38号議案 石巻市立高等学校統合準備委員会設置要綱の一部を改正する訓令について説明申し上げます。

資料1の37ページをお開き願います。あわせて、資料2新旧対照表の3ページをごらん願います。

本年5月に石巻市立高等学校統合準備委員会を設置し、平成25年度の統合に向けて、現在コースごとの教育課程を中心に検討を進めておりますが、現行の統合準備委員会設置要綱第8条では、準備委員会及び幹事会の会議を非公開とし、会議要旨及び資料については公開するものと規定しておりますが、幹事会の会議要旨及び資料について公開することについては、検討不十分な段階での公開により不必要な混乱を招くおそれがあるとの判断から、非公開とすることに改めようとするものであります。

なお、委員会の会議要旨及び資料については従前どおり公開するものとするところから、条文の改正につきましては、第8条中の「ただし」の次に、「委員会の」を加えることとしております。

施行期日につきましては、9月30日から施行し、改正後の第8条を5月1日にさかのぼり適用しようとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございますでしょうか。

よろしいですか。

委員長（阿部盛男君） 教育長、どうぞ。

教育長（綿引雄一君） 趣旨はわかりました。現行から改正を図るのだから、こういう直し方しかできないのかなという、納得せざるを得ないとは思いますが、要するに、委員会のことだけに限定してここは書けばいいことなんですよね。それに作業部会までいってしまったことが……。

（「そうです、最初の段階で」と呼ぶ者あり）

教育長（綿引雄一君） 問題なので、今さらそこをカットするということとはできないという

ことでしょうか。ただ、作業部会が非公開なんていうのは当たり前のことなので、でもそうせざるを得ないということなんではないでしょうかね、一応、条文の関係上は。

事務局長（今野慶正君） 「会議」というのは全部幅広く含まれているんです、条文上。「会議」の中に含まれるという解釈されるんです。委員会だけじゃなく、幹事会、作業部会も全部「会議」……「会議」を、「会議要旨」という言葉に全部入ってしまうということで、その「委員会の会議要旨」に限られるようにしたということです。

委員長（阿部盛男君） 教育長、いかがでしょうか。

そうすると、文言をちょっと変えてもよさそうですね。「ただし、委員会の会議」について、委員会は入っていないように思うけれども、そうしたら「作業部会等の」といけば、みんな入るんでないでしょうか。今、ご指摘あったのは当然のことなんだけれども。

教育長（綿引雄一君） いや、作業部会議の非公開というこの条例、訓令の中に、作業部会も含めて会議の非公開等、こういうふうに言えるものかどうなのかということについて、ちょっと疑義があるということなんです。

（「関連して」と呼ぶ者あり）

委員長（阿部盛男君） どうぞ。

委員（津嶋ユウ君） これ、第8条ですね、そのずっと前のも前に見せていただいているはずなのが、ちょっともう忘れていたからなんです、もっと前のほうの何条かのところで、この準備委員会の委員会、あと幹事会、作業部会のことを1つ1つ言っていたでしょうか。

（「言っています」と呼ぶ者あり）

委員（津嶋ユウ君） 1つ1つ、たしか幹事会はだれだれで構成するとかと、たしかありましたよね。

委員長（阿部盛男君） 細部について出ていましたよ。

委員（津嶋ユウ君） 入っていましたよね。1つ1つ、何か前のほうの何条かで、幹事会はだれだれとか作業部会はだれだれとあったので、この8条に来たんだろうなと思うんですが。

委員長（阿部盛男君） そうすると、このままということになりますね、前のを受けて。では、教育長、よろしいでしょうか。

教育長（綿引雄一君） はい。

委員長（阿部盛男君） それでは、そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第38号議案については原案のとおり決すること

にしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(阿部盛男君) では、ご異議ございませんので、第38号議案については原案のとおり可決いたします。

第39号議案 石巻市北上公民館女川分館の廃止について

委員長(阿部盛男君) 第39号議案 石巻市北上公民館女川分館の廃止についてを議題といたします。

北上公民館長から説明をお願いします。

北上公民館長(小山茂彦君) 資料につきましては、表紙番号1のページ38から39ページをごらん願います。

ただいま上程されました第39号議案 石巻市北上公民館女川分館の廃止についてご説明申し上げます。

施設の概要につきましては、北上町女川字畑中2番地2に所在し、土地の面積は413.42平方メートル、木造2階建てでございます。建設は、昭和34年1月に建設された建物でございます。

廃止する理由につきましては、建設されてから五十数年以上経過しているため、老朽化が著しく、部分的な改修では対処し切れない状況であるため、地区住民と協議を行った結果、廃止、解体することとしたものでございます。なお、解体後は、地区におきまして集会所を新たに建設する予定となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長(阿部盛男君) ただいまのご説明について、ご質疑ございましたらどうぞ、ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) では、ないようでしたら、第39号議案については原案のとおり決することにしてよろしいですか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) ご異議ございませんので、第39号議案については原案のとおり可決いたします。

以上で、審議事項を終わりにいたします。

その他

委員長（阿部盛男君） 続いて、その他に入ります。

初めに、委員方から何かございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） 1つお聞きします。

午後にまたがりましたが、3つの学校の視察の中で、家庭訪問等についてお聞きしました。いずれも、従来のいわゆる家庭訪問を実施しているというふうなことでありました。我々がいただいている教育委員会報というのですか、あれの中に載っていたものですから、いろいろなこと。それ見ていましたら、数日して、新聞報道に東松島で議題として取り上げた家庭訪問についてありました。本市においてはどうでしょうか。

学校教育課長（山田元郎君） 指導主事等が学校訪問をした際に、たまにですが、聞くときがあるのですけれども、家庭訪問等についてはほとんどの学校が、家庭に行きまして、保護者などと実際話をしてくる家庭訪問がほとんどになっているというふうに聞いております。

委員長（阿部盛男君） そうですか。

ご質問をしたのは、1クラス、多いところで40名ですか、周辺部の学校に行きますと10人、15人というのはざらにあるわけです。家庭訪問の意義とかなんとかいうよりも、教師として、学校として、児童生徒の家庭環境、あるいは最近いろいろ不審者の出没とかなんとかとありましたが、通学路の安全確保の状況、地域の実態あるいは家庭の家族の実態を図って、あの子はあの地域のああいう家庭環境に育っているんだなというのを個々に受けながら授業に立つのとそうでないのとでは、おのずと違ってくるところもあるんでないかなと。だから、学校現場において先生方は、忙しい、多忙である、時間がない、あるいは受け入れ側の児童生徒の家でも共働き家庭が多くなって時間の調整がつかないとかなんとか言うかもしれないけれども、それは協力していただいて、所定の日数を家庭訪問の期間に当てて、そして教壇に立っていい授業をしてもらいたいなというふうに思ったので、実施状況をお聞きしました。よろしくお願いたします。

教育長どうぞ。

教育長（綿引雄一君） 関連して伺いますが、私も家庭訪問は、今、委員長がおっしゃった

ような方向で進んでいってもらいたいなと思っております。

ただ、近年だと思うんですが、昔は大体4月、5月ごろでしょうか、新学期が始まって間もなくということでしたが、授業時数の確保とか、それから来年度あたりからはもっと小学校でも授業の1日の終了の時刻が遅くなったり教員の勤務時間も短くなっているというようなことから、夏休みなどに家庭訪問をするという学校も出てきておるようです。

あとは、もう一つ、このところは余り聞いていないんですが、保護者の方によっては、プライバシーといいますが、何かそのようなことを言いわけにして、余り快しとしない家庭も今はふえていくのかなと、そんな感じもいたしますが、ただ、家庭訪問は家庭訪問としての、今、委員長さんがおっしゃったような趣旨、その辺のところを保護者の方に理解をしていただいて進めていきたいものだと思います。

委員長（阿部盛男君） ちょっとだけいいですか。

もし、そういうふうなものが時間的余裕云々で簡略化までいいとして、希薄化してなくなっていけば、学校教育というのは何だろうかと、塾と何ら変わらないなと、ただ教えられるといいんだと。家庭環境などは、それは出された家族調書なり何なり見ればわかると、そうってしまったんでは、これは教育の崩壊につながっていくなというふうに感じたものですから。

そのほかございませんでしょうか、委員の皆様。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは、課長さん方からお願いいたします。

（「よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

委員長（阿部盛男君） はい、どうぞ。

学校管理課長（菅原正好君） 資料がないのですが、学校管理課のほうから、湊中学校及び釜小学校の火災についてご報告いたします。

まず、湊中学校につきましては、去る9月6日月曜日の日中、午後零時45分ごろ、校舎内西側2階の掲示物を張っている掲示板と、教室内の生徒が所有しております手提げ袋1個の一部を焼損する火災が発生いたしました。出火原因等は不明でございます。

また、釜小学校の火災につきましては、9月10日金曜日の午前2時54分ごろ、同校西側の給食配膳室前から出火し、給食配膳室の外側の一部を焼失する火災が発生いたしました。出火原因等につきましては、警察署と消防署により調査中でございます。

今後、各施設に対し、防止に万全を期すよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） そのほかございましたらどうぞ。

生涯学習課長補佐（佐々木貞義君） それでは、生涯学習課のほうから、平成23年成人式についてご報告申し上げたいと思います。

資料のほうは、表紙番号4の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年の石巻市成人式について、日程が決まりましたのでご報告申し上げます。

日程、開催につきましては、例年どおり各地区7地区で行う予定でありまして、まず23年1月5日水曜日に2時から桃生地区で行うことにしております。残りの6地区につきましては、1月9日の日曜日に河南地区と北上地区が11時から、その他の4地区につきましては2時から行うことにしております。

対象者につきましては、平成2年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方になりまして、参考までにことし22年8月31日現在の対象者、住民登録されている方につきましては1,503名になっております。その下に、22年の成人式の実績ということで表にしてつけておりますが、参加者につきましては住民登録している方が1,179名ということになりまして、その他市外の住民登録されていない方が229名出席しておりまして、合計の出席者が1,408名ということになっておりまして、23年の予想といたしますが、この出席率、昨年度22年の出席率で計算してみますと1,300人前後になるかと思っております。

以上で、成人式についての報告を終わらせていただきます。

委員長（阿部盛男君） そのほかございますか。

参事兼体育振興課長（佐藤 久君） それでは、体育振興課から平成22年度の石巻市民プール利用者数についてご報告申し上げますので、表紙番号4の2ページをごらん願います。

ことしの開設期間は、7月15日から8月29日までの46日間でございます。それで、ことしの利用者数は1万5,795人で、ことしは天候に恵まれまして、前年21年度と比べて3,890人ほど多くなっております。当然、使用料のほうも、前年度と比較して46万ほど増額になっております。

市民プールの利用者数の報告については以上でございます。

委員長（阿部盛男君） そのほかございますか。

歴史文化資料展示施設整備対策室長、どうぞ。

歴史文化資料展示施設整備対策室長（小畑孝志君） では、引き続き私のほうから、齋藤氏庭園の公有化についてご説明申し上げます。

公有化については、昨年11月以降、土地、建物については不動産鑑定を、それから庭木や石

灯籠等の構築物については造園業者の見積もり、おのおの3社から徴しまして、その平均額をもって所有者と協議してまいりました。石巻市の希望額1億三千数百万円と、本人の希望額3億円というふうなことで、大きな乖離がございまして、これまで交渉は不調となつてまいつたところでございます。

今回、所有者から予定しておりました石巻市負担分の寄附ができない旨、申し出がございまして、また平成17年7月、齋藤氏庭園を名勝指定以来、これまで平成21年4月、本市が管理団体として管理を始めるまでの間、齋藤さんは多額の資財をもって庭園を管理してまいつたというふうなところでございますので、これらを踏まえ、市長と協議の結果、寄附を受けないで公有化することといたしました。また、あわせまして、本市が管理団体として管理する前まで駐車場として利用しておりました隣接する270平米の土地なんでしょうございますが、これも交渉の結果、公有化するというふうなことで今回調いましたので、先ほど事務局長が説明申し上げましたとおり、9月の補正予算を要求し議決をいただいたところでございます。

なお、県の補助金削減相当分というのは、これまでどおり将来の管理運営経費の一部として所有者から寄附を受けることといたしております。また、公有化事業の費用、それから今後のスケジュールについてはお手元の資料のとおりでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（阿部盛男君） ただいま、いろいろな項目についてご説明いただきました。

何か関連してご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは、ないようですので、次回の定例会の日程について、事務局からお願いいたします。

書記（大崎正吾君） それでは、次回の定例会の日程についてお知らせいたします。

次回10月の定例会につきましては、10月28日木曜日午後1時30分から、本庁舎6階の第3・4議会委員会室で開催する予定でございます。よろしく願いいたします。

委員長（阿部盛男君） 以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 3時50分閉会

教育委員長 阿 部 盛 男
署名委員 津 嶋 ユ ウ